


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する 規則について					区分
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 東大和市難病患者福祉手当は、社会保障・税番号制度において独自利用事務としており、当該事務執行において、情報ネットワークシステムを使用して地方税関係情報の照会を行う場合、本人同意が必要な事務である。情報連携の開始に合わせて、適切に事務処理を行うため、様式中の本人同意欄等について改正を行うものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 ・難病患者福祉手当認定申請書（第1号様式）、難病患者福祉手当受給者現況届（第6号様式の2）の改正</p> <p>(3) 施行日 公布の日より施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 社会保障・税番号制度に基づいた独自利用事務について、適切な事務処理を行うことができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 規則の案文については、文書課において審査済。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。